

お知らせ版



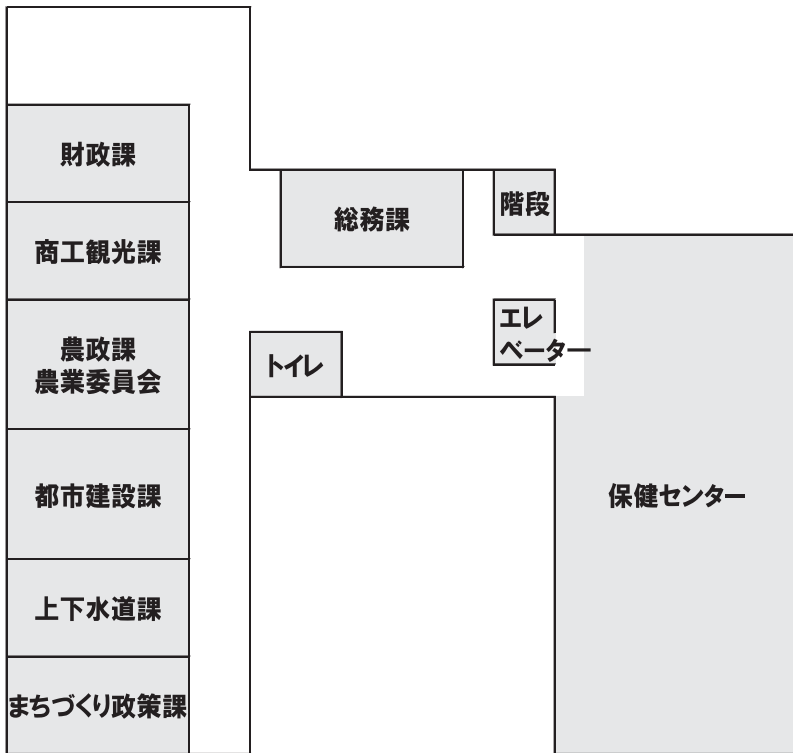
広報しばた・お知らせ版・第919号・柴田町役場まちづくり政策課・柴田町船岡中央2丁目3-45
TEL 54-2111 FAX 55-4172 柴田町ホームページアドレス <https://www.town.shibata.miyagi.jp/>

庁舎・保健センター耐震補強等工事に伴う 各課の移動について

7月12日から庁舎2階は下記のとおり変更になりました。教育委員会および議会・監査委員の各事務局は保健センター4階に移動になります。

工事期間中は、窓口に近接しての工事もあることから、騒音・振動が大きくなります。来庁される際は、あらかじめご了承ください。

庁舎・保健センター2階フロア図



図財政課 ☎55-2278

(仮称)柴田町総合体育館整備事業に関する 官民連携事業の実施方針を策定しました

(仮称)柴田町総合体育館の建設実現に向け、官民連携手法の導入を検討するため、実施方針を策定しました。実施方針は次のとおり閲覧できます。

閲覧期限 9月30日(木)まで

閲覧方法 町ホームページに掲載するほか、次の場所で閲覧できます。

閲覧場所 スポーツ振興課、槻木事務所、各生涯学習センター、各公民館、農村環境改善センター、柴田町図書館、まちづくり推進センター

図スポーツ振興課 ☎87-8706

しばたまち平和の祭典 原爆パネル展

原爆や戦争の悲惨さを多くの方に知っていただくとともに、平和について考える機会として開催します。

☑7月27日(火)～8月6日(金)

☑槻木生涯学習センター

☑8月17日(火)～22日(日)

☑まちづくり推進センター

※両会場とも最終日は15:00まで。

☎まちづくり政策課 ☎54-2111

募集

会計年度任用職員

職 種	図書館司書
募集人数	1人
職務内容	書架整理、貸出返却業務など
応募資格	司書の資格を有する方
雇用期間	9月1日～令和4年3月31日
勤務時間	8:30～19:15のうち 1日7時間45分 週5日 ※土日勤務あり
給 与	月給182,200円
社会保険	あり
雇用保険	あり
申込期限	7月31日(土)まで下記へ。 (月曜日を除く8:30～17:15)
選考方法	書類審査、面接
提出書類	履歴書「柴田町会計年度任用職員(一般職)」(下記で配布するほか、町ホームページからダウンロードできます)、司書資格証明書
その他	採用決定後、健康診断書(自己負担)の提出をお願いします。提出書類は返却しません。

図柴田町図書館 ☎86-3820

愛犬家の方々へ

狂犬病予防注射は

12月31日までに接種してください

狂犬病予防注射は6月30日までに接種することとされていますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、12月31日までに接種を受けた場合であれば、期限内に注射を受けたとみなしています。

動物病院内での「3つの密」を避けるために、事前の予約が必要となる場合がありますので、詳細は各動物病院にお問い合わせください。

また、飼い犬には登録が義務付けられています。未登録の場合は、町民環境課、槻木事務所で手続きを行ってください。

町民環境課 ☎55-2113

人権擁護委員が再任

-守られていますか あなたの人権-

7月1日付で、木島基子さん(5期目)が人権擁護委員として、法務大臣から委嘱されました。任期は、令和6年6月30日までです。

人権擁護委員は、地域住民の中から人権問題に理解や熱意のある人たちが市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された人たちです。

人権に関する相談を受けたり、幼稚園や小中学校で人権教室を開いて、命や思いやりの大切さを伝える活動をしています。

町民環境課 ☎55-2113

みやぎシゴトサポーター-大河原が開所

キャリアコンサルタントによる就職相談や面接練習など就職活動のサポートのほか、採用戦略に関する支援など、企業の採用活動のサポートも行います。

内容/適職診断、書類作成、職場見学

回 月～金、第2・4土曜日 9:30～17:30

所 オーガ1階(大河原町大谷字町向126-4)

費 無料

申 随時、電話で下記へ。

所 みやぎシゴトサポーター-大河原

☎0120-318-314

令和4年柴田町成人式典

町内にお住まいの新成人の皆さまへ、式典案内状を12月上旬に郵送します。

なお、町内に住所のない方で町の成人式典に出席を希望される方は、12月10日(金)までにご連絡ください。

日 令和4年1月9日(日) 10:00～ 所 船岡中学校体育館

日 平成13年4月2日から平成14年4月1日生まれの方

募集 成人式典実行委員

成人式典が思い出に残る式典になるよう、一緒に作り上げ、盛り上げてくださる新成人の方を募集します。

一生に一度しかない人生の節目の思い出づくりとして参加してみませんか。

※実行委員会は、9月～12月の平日19:30頃に月1回程度の開催を予定しています。

人 10人程度 日 8月20日(金)まで電話で下記へ。

募集 ～20歳のメッセージ～発表者

成人式典で「抱負」「将来の夢」など“新成人としての思い”を、新成人を代表して発表して下さる方を募集します。あなたの「思い」を聞かせてください。

人 2人(男女1人ずつ)

日 9月24日(金)まで、新成人としての「抱負」「将来の夢」などを1,000字以内にまとめ、住所、氏名、生年月日および電話番号を明記の上、郵送、FAXまたは直接下記へ。 ※選考結果は郵送でお知らせします。

募集 親から子へのメッセージ

お子さんが成人を迎え、これまでの忘れられない懐かしい思い出や、これからの成長に対するメッセージなどを、当日の式典次第に掲載して下さる方を募集します。 ※応募者やお子さんの住所、氏名などは掲載しません。

人 4人

日 9月24日(金)まで、メッセージを250字程度にまとめ、住所、氏名、生年月日および電話番号を明記の上、郵送、FAXまたは直接下記へ。 ※選考結果は郵送でお知らせします。

所 生涯学習課 ☎55-2135 FAX 55-2132 〒989-1692 柴田町船岡中央2丁目3-45

ご利用ください

デマンド型乗合タクシー「はなみちゃんGO」

お買い物や通院など、気軽にご利用できます。

運行区域 町内全域 ※町外への利用はできません。

利用できる方 柴田町にお住まいの方

利用料金 大人(中学生以上)300円、小学生150円、未就学児無料、障害者手帳などをお持ちの方150円

運行日 月～金曜日(平日のみ) ※土・日、祝日、12月29日～1月3日は運休

運行時刻 8:00～16:00 ※1時間間隔で運行

利用方法 事前に利用者登録が必要です。詳細は予約センターにお問い合わせください。 ※新型コロナウイルス感染症予防のため、ご利用の際には、乗車前の手洗い、咳エチケット(お持ちの方はマスクの着用)などのご協力をお願いします。また、風邪の症状や発熱がある方は、ご利用を控えるようお願いします。

所 予約センター ☎55-3001

柴田町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給します

県の協力要請に応じて、営業時間の短縮に全面的に協力いただいた飲食店などの事業者に対し、協力金を支給します。

要請期間／4月5日(月) 21:00～5月12日(水) 5:00

支給額／1店舗あたり 最大136万円 ※協力期間により支給額が異なります。

■8月31日(火)まで下記へ。

※対象要件・必要書類などについては、町ホームページをご覧ください。

☎商工観光課 ☎55-2123

柴田町事業継続支援金を支給します

☑新型コロナウイルスの影響を受け、以下の①から④のすべてを満たす事業者

①柴田町内で事業等を営む事業者

②令和3年度に新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受けていない事業者

③令和3年1月から6月のいずれかの月において、令和元年または令和2年の同月と比較し売上が20%以上減少している事業者

④今後も町内において事業を継続する意思のある事業者

※原則全業種（一部例外を除く）

■10月29日(金)まで下記へ。

※支給額・必要書類などについては、町ホームページをご覧ください。

☎商工観光課 ☎55-2123

募集

DIY教室

DIYアドバイザーが木取り図の書き方、道具や工具の使い方、製作の仕方などを教える初心者向けのDIY教室です。一緒に収納ボックス、小物入れラック、収納イスを製作してみませんか。

■8月28日(土)、9月25日(土)、10月23日(土) 全3回 9:30～11:00

☎船岡生涯学習センター

■15人(先着順)

■必要経費実費(材料代)

■グリップのある手袋、エプロンまたは汚れても良い服装、飲み物、筆記用具

■7月16日(金)から31日(土)まで電話で下記へ。

☎船岡生涯学習センター ☎59-2520

ことりはうす情報

野鳥の森ハイキング

野鳥、花々や草木を楽しみながら、野鳥の森を歩きます。

■7月17日(土)、18日(日)

10:00～12:00

■15人程度(予約不要) 費200円

ナイトハイキング

夜の野鳥の森を観察します。ヒメホタルやセミの羽化が見られるかもしれません。

■7月22日(木・祝) 19:00～20:30

■15人程度(要予約) 費200円

子どもハイキング

子どもを中心とした野鳥の森の散策です。

■7月25日(日) 10:00～12:00

■15人程度(予約不要) 費200円

☎宮城県蔵王野鳥の森自然観察センター「ことりはうす」

蔵王町遠川田温泉字上ノ原162-1

☎0224-34-1882 ☎0224-34-1871

固定資産税・都市計画税(第2期)

国民健康保険税(第4期)

納期限 **8月2日(月)**

☎税務課 ☎55-2116

募集

みやぎふるさとCM大賞出品作品

アイデアあふれる作品をお待ちしています。応募いただいた中から1点を柴田町の作品として出品します。

作品テーマ／観光・物産・伝統・人物・動物・歴史や自然など、柴田町の自慢や魅力を表現した未発表の作品(30秒)

☑町内に住所を有する方または町内へ通勤・通学している方、町内で活動している団体

動画規格／HDサイズ(1920×1080) 拡張子はAVI・AVIHD・MPEG2・

AVCHD・MPEG4・MOV

著作権など／応募作品の著作権は柴田町に帰属します。また、放送などに関する著作権は東日本放送に帰属します。代表作品に選ばれた方は、12月4日(土)にKHB東日本放送ぐりりホール(仙台市)で開催予定の「発表審査会」に出席していただきます。

■10月1日(金)までに、動画を保存したDVD・BDを下記へ提出してください。

費無料 ※作品の制作費は自己負担

☎まちづくり政策課 ☎54-2111

ゆる。ぷら

「ゆる。ぷら」インフォメーション

とんぼ玉展示&販売会

柴田町とんぼ玉の愛好会が作った、トンボ玉ストラップなどを販売します。

■7月23日(金)～25日(日) 13:00～16:00

しばたおもちゃ病院

壊れたおもちゃを直します。

■7月25日(日) 10:00～11:00

費無料 ※部品を交換した場合は実費負担有

☎まちづくり推進センター(イオンタウン柴田内) ☎86-3631

【開館時間】10:00～18:00 【7月の休館日】19日(月)、26日(月)

日本脳炎2期予防接種

対象者	予診票送付
9歳の誕生日を迎えた方	9歳の誕生月の月末に順次送付
18歳になる方*	4月に送付済

※平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの方

母子健康手帳、予診票

注意事項

- 医療機関への電話予約が必要です。接種にあたっては保護者同伴です。
- ワクチンの供給不足により、予約が取りづらい状況が続いています。そのため、1期接種の1、2回目の方や、接種が受けられる年齢の上限が近づいている方を優先しています。
- 転入、紛失などで予診票がない方は、母子健康手帳を持って健康推進課へお越しください。
- 平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は特例措置として、18歳になる年度に通知します。

健康推進課 ☎55-2160

からだ測定会

筋肉量、体脂肪量などを測定し、体の状態を確認します。軽運動も行います。

8月6日(金) ①10:00～

②10:15～ ③10:30～ ④10:45～

船岡生涯学習センター

20歳以上の町民 ※参加の目安は3カ月ごと。

各5人(先着順) 上靴

無料 電話で下記へ。

健康推進課 ☎55-2160



健康づくりポイント対象事業

からだの健康相談・禁煙相談

血圧や血糖値、コレステロール値が高く、食事や生活習慣の改善が必要な方、その他健康に不安や悩みがある方、禁煙をお考えの方などに保健師、管理栄養士が相談に応じます。

8月5日(木)、9月2日(木)

①9:00～9:45 ②10:00～10:45

③11:00～11:45

※別日時を希望される場合はご連絡ください。

健康推進課

健康推進課 ☎55-2160

医療費が高額になるときは「限度額適用認定証」の申請をしましょう

高額な外来診療や入院をされる場合、限度額適用認定証(以下、認定証)を提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額(保険診療分)までとなります。医療機関で診療を受ける前に町へ申請し、認定証の交付を受けてください。

国民健康保険

次のいずれかに該当する国民健康保険被保険者

- 70歳未満の被保険者
- 住民税非課税世帯である70歳から74歳の被保険者
- 課税所得が「145万円以上690万円未満」の70歳から74歳の被保険者

※すでに認定証の交付を受けている方は、有効期限が7月31日までとなります。8月以降も認定証が必要となる方は、再申請が必要となりますので、8月以降に手続きをお願いします。

※国民健康保険税に未納のある世帯については、認定証が交付されないことがあります。

※8月前半は、申請が集中し窓口が非常に混雑します。申請していただいた月の1日にさかのぼって認定証を交付しますので、可能な方は8月中旬以降の手続きにご協力ください。

後期高齢者医療

次のいずれかに該当する後期高齢者医療被保険者

- 住民税非課税世帯である被保険者
- 課税所得が「145万円以上690万円未満」の被保険者

※すでに認定証の交付を受けている方は、有効期限が7月31日までとなります。8月以降の認定証は、交付条件を審査のうえ、新しい被保険者証と併せてお送りしますので更新の手続きは必要ありません。

保険者証、印鑑、マイナンバーを確認できる書類、来庁する方の本人確認できるもの(顔写真のないものは2点)

健康推進課、槻木事務所で申請してください。

健康推進課 ☎55-2114

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証を更新します

現在交付している保険者証の有効期限は令和3年7月31日までとなっています。これに伴い、8月1日から使用する新しい保険者証を7月下旬に簡易書留郵便で送付します。

※後期高齢者医療被保険者証の色は緑色からオレンジ色に変わります。

※有効期限が過ぎた保険者証は使用できません。個人情報に十分留意の上、裁断などにより各自処分してください。返却の必要はありません。

健康推進課 ☎55-2114



健康づくりポイント対象事業

子宮がん検診を受けましょう

追加申込は7月20日(火)まで

7月31日(土)まで実施しています。受診票が届いている方はお早めに受診してください。健康保険証が変わったことにより自己負担料が変更になる場合は、あらかじめ健康推進課で手続きをお願いします。

町内に住所を有する20歳以上の女性(令和4年4月1日現在)

※発熱や風邪症状がある場合などは検診を控えてください。

健康推進課 ☎55-2160

8月から介護保険負担限度額認定制度が変わります

介護保険負担限度額認定制度は、介護保険施設に入所、またはショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）のサービスを利用している方が、一定の条件を満たす場合に居住費および食費を軽減する制度です。

負担の公平性を図るため、8月1日から下記のとおり要件などが変更になります。

預貯金などの資産状況の変更点

所得の状況	変更前	変更後
第2段階		単身650万円以下 夫婦1,650万円以下
第3段階①	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下
第3段階②		単身500万円以下 夫婦1,500万円以下

食費の負担限度額の変更点

所得の状況	変更前	変更後
第2段階	ショートステイ390円	ショートステイ600円
第3段階①	ショートステイ650円	ショートステイ1,000円
第3段階②	施設650円 ショートステイ650円	施設1,360円 ショートステイ1,300円

※所得の状況が第1段階に区分されている方は変更ありません。

固福祉課 ☎55-2159

聞こえにくくても安心 柴田町みみサポサロン

聞こえに関して悩みを抱える仲間同士が、気軽に交流できる「みみサポサロン」を開催します。当日は手話や筆談でも対応します。

回8月6日(金) 防災講座 13:30～14:30

交流サロン・個別相談 14:45～15:30

所柴田町図書館2階 多目的ホール

聴覚に障がいのある方、その家族、手話サークルや関心のある方など

費無料 用不要

中途失聴者・難聴者のための 初めての手話教室

手話を身につけて、より多くの方とお話してみませんか。

回9月2日(木)～令和4年1月13日(木) 10:00～12:00 全9回

所県聴覚障害者情報センター 研修室

用申請書を直接またはFAX、郵送で下記へ提出してください。申請書はホームページからダウンロードするか、下記へご請求ください。

固県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）

☎022-393-5501 用022-393-5502 用info@mimisuppo-miyagi.org

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目1-6

用『みみサポみやぎ』で検索

介護保険負担限度額認定証の更新時期です

介護保険負担限度額認定証の有効期限は7月31日までです。8月以降も必要の方は更新の手続きをしてください。6月末までに介護保険負担限度額認定証が交付されている方には更新通知を送付しています。

用7月20日(火)まで下記へ。

固福祉課 ☎55-2159

8月から高額介護サービス費の負担限度額が変わります

8月1日から、課税所得が380万円以上の65歳以上の方が高額介護サービス費の利用者と同一世帯にいる場合、毎月の負担上限額が変更になります。

区分	負担上限額(世帯)
課税所得380万円～690万円未満	93,000円
課税所得690万円以上	140,100円

固福祉課 ☎55-2159

生活保護の相談

県仙南保健福祉事務所の相談員が生活保護に関する相談に応じます。また、毎月一回目の相談日にはハローワークの就労支援ナビゲーターが同席し就労相談も行います(午後のみ)。相談のある方は福祉課へご予約ください。

なお、下記日程以外でも相談に応じますので、事前に下記へご連絡ください。

回8月2日(月)、23日(月)、30日(月)

10:00～15:00

用役場1階相談コーナー

固福祉課 ☎55-5010

介護家族のしゃべり場

介護を経験した家族の方と日々の介護の工夫など、気軽に情報交換しませんか。

回8月4日(水) 13:30～15:00

用柴田町地域福祉センター

用介護をしている方、介護の相談をしたい方

費無料 用飲み物 用不要

固柴田町地域包括支援センター

☎86-3340

にこにこマンマ離乳食

離乳食についての講話やお子さんの月齢に合った離乳食の展示を行います。希望される方には、お子さんの身体計測、個別相談に応じます。

日 7月30日(金) 10:00～11:00

(受付9:30～9:50)

所 槻木生涯学習センター

対 生後5～10カ月の乳児と保護者

人 10組(先着順)

日 7月26日(月)まで下記へ。

問 健康推進課 ☎55-2160

魚介類による食中毒に 気をつけましょう

ご家庭で魚介類を取り扱う場合には、食中毒予防のポイントをしっかりとおさえて予防に努めましょう。

食中毒予防のポイント

- 1 魚介類は冷蔵庫または冷凍庫で保存する。
- 2 魚介類を冷蔵庫で保存するときは、ラップなどをかけるか、ふたのある容器を使用する。
- 3 魚介類を調理する場合、表面をよく洗浄し、内臓を取ったあとも十分に流水で洗浄する。
- 4 魚介類を調理したら、まな板などの調理器具は洗剤を使って十分に洗浄し、熱湯などで消毒する。また石けんを使って手を洗う。
- 5 調理をする際には、十分に加熱し、調理後はすぐに食べる。
- 6 冷凍された魚介類は、流水または冷蔵庫で解凍するか、電子レンジを使って解凍する。

問 仙南保健所食品衛生班 ☎53-3117

金星・土星と夏の星座を見よう

太陽の村にある望遠鏡で、金星・土星と夏の星座を観望します。ご家族でお越しください。

日 7月27日(火) 19:30～20:30

(天候不良時は中止) ※時間内自由参加

所 柴田町太陽の村「太陽の家」屋上

費 無料 持 懐中電灯

問 柴田町星を見る会(豊川)



柴田町図書館

からのお知らせ

〒柴田町図書館(しばたの郷土館・ふるさと文化伝承館内)

☎86-3820 ㊟86-3821 ㊟library@town.shibata.miyagi.jp

㊟「柴田町図書館」で検索

みんなの図書館

読書会

本を読む喜びや楽しさを一緒に語り合いませんか。あなたのおすすめの本を1冊ご持参ください。申込不要です。

8月のテーマ/西條奈加 日 8月15日(日) 14:00～15:30

所 柴田町図書館

募集 夏休み工作チャレンジ

ペットボトルで簡単にできる工作教室です。

日 8月12日(木) 10:00～12:00 所 しばたの郷土館2階 多目的ホール

対 町内の小学生(小学1・2年生は保護者同伴)

人 8人 費 無料 持 飲み物

日 8月3日(火)まで、電話または図書館カウンターへ。

募集 子ども司書体験

図書館で司書が普段どんな仕事をしているのか体験してみませんか。

日 7月27日(火) 14:00～16:00、8月7日(土) 14:00～16:00

所 柴田町図書館 対 小学4年生から6年生の児童

人 各3名(先着順) 費 無料 持 飲み物

日 7月23日(金)まで電話または図書館カウンターへ

《柴田町図書館》

◆開館日/火曜日～金曜日10:00～19:00 土・日曜日、祝日10:00～17:00

◆休館日/月曜日・第4木曜日(祝日の場合は開館し、翌日が休館)

※ただし、7月は第5木曜日が休館

《槻木分室》☎87-8290 ㊟87-8293

◆開館日/火曜日～土曜日 10:00～17:00

◆休館日/祝日、槻木生涯学習センター休館日、

第4木曜日(祝日の場合、翌日も休館) ※ただし、7月は第5木曜日が休館

20歳になったら国民年金

20歳になった方には、日本年金機構から国民年金(第1号被保険者)に加入したことをお知らせしています。(厚生年金保険に加入している方を除く)

公的年金の制度とは、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。老後のための「老齢年金」のほか、若くても万が一の時には「障害年金」や「遺族年金」が受け取れます。ただし、必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置するとこれらの年金が受け取れなくなる場合がありますので注意しましょう。

保険料は毎月納める必要があります。日本年金機構から届くお知らせに同封されている納付書で保険料を納めてください。保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。お得な前割割引や付加保険料を追加納付し、将来の老齢基礎年金の額を増額できる制度もあります。

また保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の「学生納付特例制度」や「免除・納付猶予制度」があります。

詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

問 大河原年金事務所 ☎51-3111

㊟ <https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

令和2年度における情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

柴田町情報公開条例および柴田町個人情報保護条例に基づき、令和2年度の制度実施状況を公表します。

令和2年度情報公開制度実施状況

請求件数	処 理 内 容					不服申立て件数
	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	
3	1	2	—	—	—	—

令和2年度個人情報保護制度実施状況

開示請求件数	処 理 内 容					不服申立て件数
	開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ	
6	6	—	—	—	—	—

図総務課 ☎55-2111

令和2年度における住民基本台帳閲覧制度の実施状況

住民基本台帳法に基づき、令和2年度の制度実施状況を公表します。 ※法人・代表者名は申請当時のものです。

国または地方公共団体の機関の請求による閲覧

閲覧年月日	閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和2年4月24日	防衛省自衛隊宮城地方協力本部	自衛官等の募集に関する案内等の送付に利用するため	平成14年4月2日から平成15年4月1日までの間に生まれた日本人男女

個人または法人の申出による閲覧

閲覧年月日	閲覧申出者名 (法人・代表者名)	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和2年6月24日	社中央調査社 会長 大室真生	「2020年新聞およびWeb利用に関する総合調査」実施のため	「槻木東1～3丁目」地区の満15歳以上の日本人男女
令和2年9月25日	社新情報センター 事務局長 山本恭久	「東日本大震災から10年復興に関する意識調査」実施のため	「大字四日市場」地区の平成16年9月末までに生まれた男女
令和2年9月29日	社中央調査社 会長 境克彦	「新型コロナウイルス感染症に関する世論調査」実施のため	「船岡東3丁目」地区の18歳以上の男女
令和2年12月3日	株中外 代表取締役社長 阪倉敦	総務省「令和2年度電波利用環境に関する意識調査」実施のため	「船岡東2丁目、3丁目、4丁目」地区の18歳以上の男女
令和3年12月17日	社新情報センター 事務局長 山本恭久	「震災体験と新型コロナウイルス感染症への対応に関する調査」実施のため	「西船迫3～4丁目、船岡新栄1～6丁目、船岡土手内1～3丁目」地区の満20歳以上26歳未満の日本人男女
令和3年1月7日	株日経リサーチ 代表取締役社長 福本敏彦	「第2回OECD国際成人力調査(PIAAC)予備調査」の調査対象者を抽出するため	「西船迫2丁目、西船迫3丁目」地区の16歳以上65歳以下の男女

図町民環境課 ☎55-2113

花のまち柴田イメージキャラクター はなみちゃんデザインをご活用ください

観光関連イベントのほか、各種地域団体の印刷物、企業の製品やそのパッケージに活用されています。個人利用の場合は手続きなしで「はなみちゃんデザイン」を使用できますが、営利目的で商業利用の場合は簡単な手続き（申請書の提出）で、「はなみちゃんデザイン」を使用できます。
 ※印刷の場合、キャラクターデザインのアレンジはできません。
 ※デザインおよび申請書は町ホームページからダウンロードできます。

図まちづくり政策課 ☎54-2111



主な学校行事予定 の紹介コーナー

令和3年

8月

学校	日	主な行事
槻木小学校 ☎56-1029	28	奉仕作業
	30~9/1	夏休み作品展
柴田小学校 ☎56-1430	28	奉仕作業
船迫小学校 ☎55-5394	27	避難訓練
西住小学校 ☎53-3227	26	集団下校訓練
	30~9/2	夏休み作品展
東船岡小学校 ☎55-1811	21	PTA奉仕作業
槻木中学校 ☎56-1331	21	PTA奉仕作業
	31	宿泊体験学習 (2年生)
船迫中学校 ☎54-1225	2	家庭訪問 (1・2年生) 三者面談(3年生)
	28	PTA奉仕作業
小中学校共通	26	第2学期始業式
中学校共通	25	3年生実力テスト
	27	1・2年生 実力テスト
	6~7	吹奏楽コンクール 県大会

※日程が変更になる場合があります。詳しい内容については、各学校にお問い合わせください。

宮城労働局からのお知らせ

令和4年4月1日から、職場におけるパワーハラスメント防止のために、事業主は必要な対策を講じることが、労働施策総合推進法により義務付けられます。職場におけるパワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものとされています。

職場のハラスメントに関する総合情報サイト「あかるい職場応援団」では、対策内容などの情報を掲載していますので、ハラスメントの予防・対策にご活用ください。

宮城労働局雇用環境・均等室

☎022-299-8844

固定資産税減額制度

省エネ改修工事

平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）について、一定の省エネ改修工事を行った場合、申告により固定資産税が減額されます。

☎令和4年3月31日までの間に、次の①の改修工事または①と併せて行う②から④までの工事で、現行の省エネ基準を満たす改修を施し、一戸当たりの改修費用が国や地方自治体からの補助金などを除き50万円以上であること。（改修後の床面積50㎡以上、280㎡以下）

- ①窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など） ②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

減額される期間と範囲／工事が完了した年の翌年度分に限り、一戸当たり120㎡相当分までの税額の3分の1が減額されます

☎改修工事完了後、3カ月以内に次の書類を添えて税務課に申告書を提出してください。

- 省エネ改修に要した費用を証する書類 ○建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行した、現行の省エネ基準に適合した工事である証明書

住宅耐震改修

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、申告により固定資産税が減額されます。

☎令和4年3月31日までの間に、現行耐震基準に適合させるように耐震改修を施し、一戸当たりの改修費用が50万円以上であること。

減額される期間と範囲／工事が完了した年の翌年度分から最大2年間、一戸当たり120㎡相当分までの税額の2分の1が減額されます。

☎改修工事完了後、3カ月以内に次の書類を添えて税務課に申告書を提出してください。

- 耐震改修に要した費用を証する書類 ○地方公共団体、建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人、登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行した、現行の耐震基準に適合した工事である証明書

バリアフリー改修

居住する住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、申告により固定資産税が減額されます。

減額される住宅／新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）で、令和4年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行い、次のいずれかの方が居住していること。

- ①65歳以上の方 ②介護保険で要介護認定または要支援認定を受けている方
③障がい者の方

☎次の工事で、一戸当たりの改修費用が国や地方自治体からの補助金などを除き50万円以上であること。（改修後の床面積50㎡以上、280㎡以下）

- ①廊下の拡幅 ②階段の勾配緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良
⑤手すりの設置 ⑥床の段差解消 ⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め化

減額される期間と範囲／工事が完了した年の翌年度分に限り、一戸当たり100㎡相当分までの税額の3分の1が減額されます。

☎改修工事完了後、3カ月以内に次の書類を添えて税務課に申告書を提出してください。

- 納税義務者の住民票の写し ○改修に要した費用を証する書類 ○改修工事の明細書 ○改修工事箇所の写真 ○居住要件の区分に応じた書類（○65歳以上の方は住民票の写し ○要介護認定、要支援認定者の方は介護保険証の写し ○障がい者の方は障害者手帳の写し）

☎税務課 ☎55-2116